

令和３年度 第７回江津市農業委員会総会

日時：令和３年１０月２２日(金) 午前９時３０分～

場所：江津市総合市民センター ２階会議室

議事日程

第１ 会議録署名委員の指名

第２ 報告 第１号 農地法第１８条第６項の規定による届出について

第３ 議案 第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について

第４ 議案 第２号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について

第５ 議案 第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について

第６ 議案 第４号 非農地証明について

第７ 意見 第１号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

意見 第２号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第８ その他

○出席農業委員（１１名）

１番 佐々木英夫 ２番 山田博 ３番 山本秀彦 ４番 藤井孝子
５番 柳原良雄 ６番 和田幸子 ７番 大村理之 ８番 二本木俊二
９番 田代和秋 １０番 深野政勝 １１番 原田和徳

○出席推進委員（１０名）

盆子原温、井上清澄、階本誠一、崎谷靖徳、野田英夫、河村博幸
湯浅憲昭、仲津和法、𪛶岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 佐々木久 参事 藤田佳久 次長 津島正彦

○ 午前９時３０分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間より多少早いですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から令和３年度、第７回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしくお願い

します。

会 長 おはようございます。ついこの間まで、非常に暖かい日が続いて、いきなり寒くなったりまた暑くなったりといった感じで、皆さん本当に体調管理には気を付けていただきたいと思います。今日は早速、会議に入りたいと思います。それでは、ただ今より令和 3 年度、第 7 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、佐々木建也推進委員より欠席の報告がありました。田代委員は少し遅れてお出かけになると思いますので、おって来られると思います。

以上により、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解をいただきましたので、本日は 6 番 和田委員、7 番 大村委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第 18 条第 6 項

《 都治町 》

会 長 次に日程第 2、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の 1 について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の届出です。1 番、農地の所在は都治町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。賃借人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。解約届出日が 9 月 30 日、引渡時期が 10 月 1 日で合意解約となっております。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありました。この件について、何かご質問はございませんか。

湯淺推進委員 よろしいですか。このあと農業経営基盤促進法に出てくるのですが、解約の中で、3 番の●●●●さんとありますけれど、集積計画の方になりますと、設定する者が違うのですけれど、これはどういうことなのでしょう。片方は住所が●●●で、もう片方は●●●になっていますよね。

事務局 以前から契約されていた方が、この方の親戚にあたるのですけれど、相続人というのが、この賃貸人として記載してある●●●●さんでは無く、もう一人の方が正当な相続人ということで、改めて3番に記載してある●●●●さんと合意解約を行ってから、新たに正当な相続人の方との契約が出ています。

会 長 よろしいですか。他にございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出の1については、ご了承願います。

《 川平町平田 》

会 長 次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の2について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは2番です。農地の所在は江津市川平町平田●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。賃借人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。解約届出日が9月30日、引渡時期が10月31日で合意解約でございます。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありました。この件について、何かご質問はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出の2については、ご了承願います。

《 松川町下河戸 》

会 長 次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の3について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは3番です。農地の所在は松川町下河戸●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。賃借人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。解約届出日が10月4日、引渡時期が10月31日で合意解約でございます。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありました。この件について、何かご質問はござ

いませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の 3 については、ご了承願います。

農地法 第 3 条

《 桜江町谷住郷 》

会 長 次に日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請です。農地の所在は桜江町谷住郷●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。同じく●●●番、登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番●●●号です。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。対価は無償です。以上です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3 番委員 はい、説明します。位置図の方は 1 ページです。申請地については●●●●さんから●●●●さんへということですが、この 2 人は近所でございまして、申請地の北の方に●●●●さんの家がありまして、●●●●さんは申請地の西の方に家がございます。●●●●さんはこの家に住んでおられましたが大阪に引越されまして、こちらの家は空き家です。●●●●さんは引っ越し先で老人施設に入られるそうで、これを機会にこちらを引き揚げるということになり、●●●●さんも家を解く段取りの手伝いをしているようです。この際、家を解いて土地も全部引き払いたいということで、●●●●さんに畑を譲るので耕作してくれとのこと。11 月になったら空き家を解体する段取りで、若い方と一緒に一度こちらに帰られるそうです。そのような状況で、●●●●さんに無償で農地を譲り渡すということでありました。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決するこ

とに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、可決されました。

農地法 第 4 条

《 渡津町 》

会 長 次に日程第 4、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請です。農地の所在は渡津町●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。申請人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的は店舗兼住宅、物置、駐車場でございます。工期は年月日不詳から昭和 48 年 7 月 1 日となっておりまして、以前から建物が建っていた部分であり、改めて転用の申請を行うというで顛末書が付してあります。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は 2 ページをご覧ください。右上の方がバイパスに繋がっていますが、下の方は松川に繋がる国道 261 号線となっております。今回の農地法第 4 条第 1 項の規定については、農地転用の制限で、自己の保有する農地を、自ら転用する場合の許可申請であります。現地はご覧のように、江津バイパスと国道 261 号線の交差点から約●●●m、●●●方面に行った所でございます。この記載のように昭和 48 年 7 月より店舗兼住宅あるいは駐車場として、住まわれておられたようです。今回、申請人の●●●●さんは、●●●町の山間部で、いわゆる●●●集落という地域にお住まいです。申請人によりまして、この家は申請人である●●●●さんの叔父に当たる●●●●さんが昭和 47 年の水害の後、こちらへ昭和 48 年に建てて現在に至っております。もう 50 年近くということです。その叔父である●●●●さんが平成 10 年に亡くなられたということで、平成 12 年に今回申請人の●●●●さんが、遺贈により承継をしたということでした。当初は申請人の子供さんが、そこへ住むことを考えておられたそうですが、住む予定が無く、今年になって●●●●さんに売却の話を進めておられたそうです。

ところが、●●●●さんから連絡で、地目が畑のままであり、宅地に変更されていないということが、この時点で判明をしたということです。現在、こうして農業委員会へ申請していますけれど、手続きは全般的に●●●●さんが進めておられるようで、現地確認をしましたら外回り等一部について、工事を進めておられました。以上のように、申請人は何も分からず継承したということのようですが、50年近く経過していることや、周囲に対しても改めて影響があるということも無く、またご覧のように顛末書も提出されていることから、新たに問題発生しないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、事務局の説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問はございませんか。

階本推進委員 所有権のことでは無いですが、これは店舗兼居宅となっていますが、固定資産税の関係はどうなっているのですか。そういうことが、不思議なのですが。

会 長 申請人は、宅地課税ですと払っていたということです。

階本推進委員 ということは、固定資産税は建物居宅が建っていたら、固定資産税は払われる、その下の建物がある所の下というものは無チェックになっている。畑という地目があって、その上に建物があって建物については固定資産税を払われる。畑そのものは畑としての固定資産税を払っておられないのですか。

会 長 事務局、何か分かりますか。

事務局 課税状況まで確認はしておりませんが、現況課税となっているはずなので、農地台帳上は登記簿現況ともに畑になっていますが、課税の部分は現況で宅地課税となっていると思われます。

会 長 申請人は、先ほど言ったとおり、税金は毎年納めているということです。

壱岐推進委員 よろしいですか。1年か2年くらい前にも同じようなことがありまして、同じ質問をしたら、そちらの回答は課税はきちんとしていると、建物が建っていればその分の課税はするというような答えを私はいただきました。以上です。

会 長 はい。事務局、そのあたりを明確に説明出来るように。

事務局長 農業委員会として、課税に踏み込んで介入することでは無いので。

会 長 そこが問題で、税務課との連携が全然無いのですか。

事務局 課税状況の部分は、農地台帳システムには入ってきません。こういうように申請が出てきた場合には、チェックしておくようにしようと思います。

会 長 いずれにしましても、毎回こういう問題は出てきますので、明確にして欲しいなと思います。よろしくお願いいたします。

崎谷推進委員 さっきも言われていたように、現況主義で調査に歩いておられますので、農地台帳上では地目は畑の所へ家が建っていて、それが分からなかったというケースも多々あると思います。そうした時でもすでに、宅地の課税がされていると思います。前も担当が変わる以前からそう仰っておられました。なので、そういう認識で。

階本推進委員 市役所の方が、建物が建っている固定資産税を評価する所については、土地そのものについては見ないと、建物だけ見て固定資産税を評価するということですか。

崎谷推進委員 それしか評価しようがないのでしょう。

階本推進委員 その土地が田んぼだろうが山だろうが、全然関係無くて、建物についてだけ評価される訳ですか。

事務局 どういうふうに税務課の方が課税をしているかというのは、確認している訳では無いのですけれど。現在は、建物を建てるために建築確認申請を提出する時には宅地でないといけないので、敷地部分が農地だとすれば許可が下りないです。今回の議案では昭和 48 年当時で農地に建物が建っているということですけれど、その時にどう処理だったかというのは確認出来ません。

会 長 事務局、その辺を……。いつ頃から税務課が宅地課税をしているか、現在は建築許可が出ないと建てられないじゃないですか。いつ頃からその区切りとか課税の考え方、そういう資料がいただければ皆さんに示していただければと思います。

階本推進委員 昭和に建った物については、今後もこういうことがあるということですか。

事務局 可能性はあります。

会 長 まだあるでしょうね。相続で出てくる部分もありますからね。

階本推進委員 例えば平成か昭和の頃か分からないけれども、ある時点からはそういうことが無くなってきたと。

事務局 建築法も確認をして、資料を出せるようにします。

会 長 そうですね、それをお願いします。それでは、そういうことでよろしゅうございますか。他にございませんか。

2 番委員 以前からこの問題は出ている訳ですよ。本当は、今は家を建てようとするれば、必ずその土地を宅地に変えないと、いつ頃からか分かりませんが農地には建てられないとなっています。ずっと前は、知らずに建てられた方がかなりあって、調査では宅地に課税されているのですけれど、結局本人さんがそれを申請されないといけない所が、未だに残っているのではないかなと私は個人的に思うのですけれど。本当は、それは個人がしないといけないのです。

階本推進委員 それは分かります。正式にはいつから現在のように変更されたかということだけを教えていただければと、それだけで結構です。

会 長 そうということで、事務局の方から次回、この答えをお願いしたいと思います。他にございませんか。よろしいでしょうか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 都野津町 》

会 長 次に日程第 5、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請でございます。番号 1 です。農地の所在は都野津町●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●県●●●市●●●です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●区●●●丁目●●●番です。転用目的は、申請地に貸集合住宅・駐輪場・物置および駐車場の用地として使用し

たいということでございます。対価は 10a 当り●●●千円、工期は許可の日から令和 4 年 6 月 30 日となっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10 番委員 位置図は 3 ページをご覧ください。右上から左下に道路が走っていますが、これが国道 9 号線で右上の方に●●●●があります。その横をって西の方へ行きまして、●●●m くらい行って右に曲がって、また●●●m くらい行って左に曲がった所の左側に斜線の土地があります。位置的には線路を挟んで●●●●があります。現地を見ましたが、耕作されておらず草が生い茂っている状態でした。ここに貸集合住宅を建てるということですが、あまり大規模な建築物では無いと思います。周りもほとんど個人住宅に囲まれておりまして、耕作されている所はありません。農地のような所は点在していますが、草が生い茂っており、この建築によって悪い影響を与えるということはありませんので、問題は無いかと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは 2 番です。農地の所在は敬川町●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。次に●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。それから●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的は駐車場用地です。対価は 10a 当

り●●●千円、工期は許可の日から令和 4 年 7 月末日となっております。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7 番委員 位置図は 4 ページをご覧ください。●●●番と●●●番は、去る 7 月に審議承認いただいた●●●番の傍にあります。ここの位置を、近所の●●●●さんに聞き取りをして確認してきました。丁度、●●●●の裏側になります。四方は、北と南は道に面していて、西側は雑種地、東側は農地に面しています。所有者の同意を得ており、周囲に影響を及ぼすことはないと思われます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

非農地証明

《 敬川町 》

会 長 次に日程第 6、議案第 4 号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員並びに盆子原推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第 4 号、非農地証明交付申請の承認についてでございます。農地の承認敬川町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡です。同じく●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。非農地の事由ですが、昭和 56 年月日不詳より耕作しておらず原野となっているということでございます。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7 番委員 位置図は 4 ページです。先ほどの申請地から●●●m から●●●m くらい

東の方にありました。10月21日に盆子原さんと現地へ行きました。現地の位置は、7月に審議承認いただいた●●●番、●●●番の西隣で、●●●●の裏になります。申請地は昭和56年月日不詳より耕作しておらず原野になっているということで、非農地証明の写真がありますけれど、これは●●●●の方から撮影されたものです。状況は雑木林の状況で、畑として使用するのは不可能と思われます。以上です。

会 長 それでは続いて、盆子原推進委員から調査結果の報告をお願いします。

盆子原推進委員 大村委員と現地確認をしました。写真にありますように、現状は雑木に覆われておりますし、現地の状況を見ても農地にするには不可能であります。以上です。

会 長 ただ今、説明とお二方の調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第7、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、意見第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてです。1ページ目には地区別表が表示されておりますので、内容の確認をお願いいたします。次に2ページ、一括方式で1番です。農地の所在は都治町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権の設定を受ける者が●●●●、江津市●●●町●●●番地です。賃借料は10a当り●●●円です。中間管理機構が農地中間管理事業で間に入って設定するものです。次に2番です。農地の所在は川平町平田●●●番、地目は登記簿現

況ともに田、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権の設定を受ける者が●●●●、江津市●●●町●●●番地です。先ほどと同じように農地中間管理事業でございます。賃借料は10a当り●●●円です。次に3番です。農地の所在は川平町南川上●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権の設定を受ける者が●●●●、江津市●●●町●●●番地です。農地中間管理事業の設定です。賃借料は10a当り●●●円です。次に4番です。農地の所在は松川町下河戸●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権の設定を受ける者が●●●●、江津市●●●町●●●番地です。同様に農地中間管理事業でございます。賃借料は10a当り●●●です。賃借期間につきましては、全て令和3年11月1日からで、1番と2番と3番が10年2ヶ月、令和13年12月31日までです。4番については5年2ヶ月で令和8年12月31日までとなっております。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 次に、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（通常分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。意見第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてです。先ほどと同じように1ページ目には、集計表が付いており

ます。次に２ページをご覧ください。６筆ございます。農地の所在は松川町長良●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。松川町長良●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。松川町長良●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。松川町長良●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。松川町長良●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。松川町長良●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。松川町長良●●●番、地目は登記簿現況ともに畑、面積が●●●㎡です。利用権を設定する者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権の設定を受ける者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。期間は５年間で、使用貸借でございます。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 質問等が無いようであります。採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 举手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（通常分）」については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第 8、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がございま
すか。

事務局　はい。それでは、お手元に配布しております、「個人が農地を取得する場合の許可基準」をご確認下さい。前回の農業委員会で、農地の取得にあたっての記述でございます。要件ですが、まず上段に書いてありますように４つの要件、これは個人が取得する場合ということなのですが、まず一つ目、農地全てを効率的に利用すること。必要な農作業に常時従事すること。一定の面積を経営すること。周辺の農地に支障が無いこと、そういう規定でございます。具体的には中程に書いてありますが、全ての農地を効率的に利用することというこ

とですが、計画を作成したうえで機械等を適切に活用して営農するという形です。営農計画は3条申請中に記載することになっています。それから、必要な農作業に従事することということですけれど、これは常時従事することということで、原則、年間150日以上農作業が必要です。この1番及び2番を満たす為に、以前から言われておりましたとおり農業者でないと農地が取得出来ないというようなことに繋がっていきます。これは、営農継続していくということになると、農業者が望ましいという見解だということです。3番ですけれど、一定の面積を経営すること、これは全国的には50aになっています。地域に応じてということで、江津市においては20a以上であれば取得出来るということになっています。4番目は、周辺の農地に支障が無いこと。水利協議に参加しないとか、無農薬栽培の取り組みが行われている地域においても、農薬を使用するといった地域に属さない、実情に即さない行為をされる方には取得が出来ないという条項になっています。これで言いますと、前回60a程の農地を取得して、新たに農業をしたいということでございました。この点でしたら、当然取得可能となります。前回も意見があったとおり、営農計画に対して不安があるという部分ですが、浜田市で営農していたということもあって、計画に対しても問題は無いということで、皆様に承認を求めたものです。改めて、農地の取得に関する許可基準ということに関してご説明いたしました。以上です。

会 長 はい。ありがとうございました。ただ今、先月の案件でありました、農地取得についての、許可基準に関して説明をいただきました。ご理解いただけましたでしょうか。ご質問ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 それでは、その他について、皆さんから何かございますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 事務局、何か他にございますか。

事務局 ありません。

会 長 それでは、その他事務連絡等は、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第7回江津市農業委員会総会を閉会いたします。なお、次回開催は11月22日の月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 50 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員